

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、飲食店が新たな需要へ対応するため、テイクアウトやデリバリーサービス等を実施する際の経費を助成します。

1 対象者

夕張市内に主たる事業所を有し、テイクアウトやデリバリーサービス等を実施する飲食店
※食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。

2 補助金額

上限10万円（補助率10／10） ※1回限り

3 対象経費

テイクアウトやデリバリーサービス等の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取り組みに要した経費

※対象期間は令和2年4月1日から令和3年1月31日まで

※消費税分は除きます。

（主な経費の例）

アルコール消毒液、弁当の容器、弁当保存用の冷蔵庫、のぼり旗等の製作費、店内の間仕切り設置費、配達用車両借上料など

4 手続きの流れ

①申請書類提出

原則郵送によりますが、7に記載の市役所地域振興課窓口でも受け付けています。

②交付決定

申請書類を審査し、交付決定を通知します。

③テイクアウト等の取組実施

ご申請いただいた取組内容を実施していただきます。

※取組の実施に当たっては法令を遵守していただくとともに、保健所等の行政庁から指導があった場合は、その指導に従って下さい。

④実績報告

取組の実施状況と対象経費が分かる書類（領収証の写し等）をご提出ください。

⑤補助金額の確定

実績報告書類を審査し、補助金額を通知します。

⑥補助金の請求

※概算払いの請求も可能です。その場合、②→⑥→⑦→③→④→⑤の流れとなります。概算払額と確定額に差額が生じた場合は精算していただきます。

⑦補助金の支払い

ご指定の口座に振込いたします。

5 留意事項

・このチラシの記載事項は概要ですので、申請前には必ず「夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱」もご確認下さい。

・テイクアウトやデリバリーサービスの実施に当たっては、衛生管理や食中毒予防に十分にご注意下さい。

※申請書や要綱等については市HP又は市役所窓口（本庁及び南支所）、夕張商工会議所で入手できます。

6 本事業に関する市HP

夕張市 事業者支援

検索

<https://www.city.yubari.lg.jp/gyoseijoho/sangyobusiness/shokogyo/koronasien.html/>

7 申請書送付先・問い合わせ先

夕張市地域振興課地域振興係

〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地（4階）

TEL：0123-52-3141 FAX：0123-52-1054

E-mail：ybrkai@city.yubari.lg.jp